

令和6年8月5日

神奈川県最低賃金審議会
会長 赤羽 淳 殿

神奈川県最低賃金審議会
神奈川県最低賃金専門部会
部会長 赤羽 淳

神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書について

当専門部会は、令和6年7月2日、神奈川県最低賃金審議会において付託された神奈川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げに資するために、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、企業が継続的に生産性向上や適正な価格転嫁を実施できるよう、中長期的な支援策を含め、各種施策について迅速に検討するとともに、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者に過大な負担が生ずることのないよう、関係行政機関が適切に運用することを要望する。

また、関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすることを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、本部会における審議経過等については、別紙2に記載したとおりである。

記

公益代表委員	赤羽 淳	石崎 由希子	芳野 直子
労働者代表委員	阿部 嘉弘	佐藤 信也	佐俣 光男
使用者代表委員	関口 明彦	長谷川幹男	山本 弘

神奈川県最低賃金

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,162円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

部会における審議経過

1 審議経過

- 令和6年7月 2日 第430回審議会(諮問)
7月31日 第431回審議会(意見聴取、専門部会委員任命報告、
特定最低賃金《諮問》)
第1回専門部会(部会長・部会長代理選出、目安伝達、
個別審議)
8月 1日 第2回専門部会(個別審議)
8月 2日 第3回専門部会(個別審議)
8月 5日 第4回専門部会(採決)

2 各側の意見

(1) 労働者側

ア 労働者側委員として最低賃金水準に係る基本的な考えについては、

労働者側が考える最低賃金水準の本来「あるべき水準」については、目安制度の在り方に関する全員協議会での建設的な議論を期待して、生存権を確保したうえで労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準であるべきと考える。

具体的には、国際的な最低賃金の潮流とみている「相対的貧困ラインの水準(一般労働者の賃金中央値の60%)」をめざすべきと主張した。

これは、連合試算によれば現時点の相対的貧困水準を1,286円としており、一般労働者の賃金中央値との比では47.8%となる。仮に中央値の60%水準を維持し続けた際には、2035年時点で1,900円台に到達が想定される。

この本来「あるべき水準」の達成に向け、当面「めざすべき水準」として、毎年、連合リビングウェイズ額を算出して提唱している。今年の神奈川における額は1,200円となり、昨年より30円上昇する解を得た。この額を、所定内労働時間を164時間として年収に換算すると236万円となるが、当面の目標であり、本来の水準には遠く、納得を得られる水準ではないと主張した。

イ 神奈川における求人募集現状などから見た、現在の局面への認識については、

県内の募集賃金額は、神奈川県内における労働力確保の現状を明示していると考えられる。高卒初任給は1,228円、ハローワークの募集下限額は1,263

円、民間求人情報の集積データを示す㈱ナウキャストのデータでは1,257円、㈱イーアイデムによる県内のアルバイト・パートに派遣を合わせた平均時給は1,421円（7/2時点）とされており、特定の中山間部などを除いた標準的な市街地においては、最低賃金と足元の募集額との間に大きな開きが生じている。

つまり、新たに人材を得ようとする企業においては、もはや最低賃金額では新たな労働力を得ることが困難である場合が多いと推察されるが、パート（各企業内における短時間勤務者）という雇用形態で就労する者の率が全国で最大となっている状況に鑑みれば、地域性や就労可能時間などの求職者サイドの特別な事情等も多分に内在していると思われ、時間当たりの賃金水準を低く抑えるべき要素を労働者側から見出すことはできないと主張した。

この募集額について、高卒初任給やハローワークにおける募集額の平均を隣接する東京都と比較すると、大きく上回る水準で推移しており、神奈川県内において人材を確保するための各企業の努力が続いていると考えられる。

つまり、労働力の確保に向けて、結果として、かねてより「人への投資」が行われていると言えるが、先述のとおり地域性や就労条件の多様化、求職者の嗜好なども考慮したとき、一様に最低賃金水準との額差をもって企業の支払い余力があるとの主張には、労働者側としても至らないと表明した。

ただし、物価上昇局面下での最低賃金額の引き上げは、BtoB、BtoCのいずれであっても、引き上げの影響を受ける労働者を雇用している場合、その背景に法的拘束力があることを含めて、公的に知らしめられたうえで、各種取引の前提となる条件が変更されるため、明確かつ確実に価格等への転嫁がなされていくべきと考える。現下の最低賃金水準は、福祉的な要素に加え、経済的な要素を大きく持ち合わせた政策的側面を有しているとは主張した。

ウ 目安を受けての神奈川県最低賃金については、

今年の春闘においては、物価の上昇分を少し超えた5.1%という賃上げ結果となった。しかしながら、労働組合の組織率を考慮すれば、労働者の全体に同水準の賃上げがなされているとは考えられず、組織されていない労働者、とりわけ賃金水準の低い労働者にも同様に物価上昇分を超えた賃上げ率を波及させていくことが必要と考える。そして、この賃上げ率を単純に最低賃金額に乗じれば約57円の引き上げ額となるため1,169円になるが、これでも年額に換算すると230万円にようやく達する水準であることから、神奈川県内において労働者が尊厳をもって働き続けることができる賃金水準には遠く、今日の物価水準とその動向を考えても、決して足を

止める水準ではないことを主張した。

生計費を重視して建設的な論議がなされたことが、今年を目安答申にあって特徴的であったと考え、高く評価する。3要素の中でも生計費に着目したことは、急激な物価上昇の局面においては最も重要な論議対象であると考えらる。

特に、今回新たに示された「頻繁に購入する品目」についての消費者物価指数は、5.4%であるが、最低賃金近傍の賃金水準で働く労働者にとっては、生活の上で物価上昇の負担感を強く感じるころと思われ、これまで以上に生活実感を反映した数値であると主張した。

なお、品目の内容に関しては、基準となる指数品目のうち、年間購入頻度階級の区分の分け方に異論はなく、妥当な品目と考える。

労働者側としては、過去最大の引き上げ額となった目安 50 円、5.0% に対し、中央最低賃金審議会ならびに目安小委員会で論議されたすべてを対象として評価する。総論を総合的に判断して評価するものであり、各論に対して個別の見解を示すものではないとの意見を表明した。

そのうえで、今回示された公益見解について、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では充分とは言えないが、結審にあたっては、引き上げ額が過去最高であることを含め、公労使による真摯な議論を尽くした結果として重く受け止めることを表明した。

(2) 使用者側

今年度の神奈川地方最低賃金審議会にあたり、使用者側委員は現下の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境について、以下の認識を示した。

昨年度使用者側は、目安通りの 41 円もの最低賃金引き上げに対し「一部賛成」に回ったが、その条件として、例年答申に決まり文句のように書かれる「中小企業支援」について、その内容・成果を逐次報告し、必要に応じ PDCA を回して本当に効果的な支援を続けて欲しい、ということをおげていた。実際にその後の委員会では神奈川県独自の取組みを含め細かく実施状況をご報告いただいたが、その成果として前年の 2 倍程度の補助申請が上がってきた、とのこと。まずはこのことについて賃金室の皆さまに感謝を申し上げるとともに、今後も継続した取組みをお願いしたい。

県内中小企業の状況としては、神奈川産業振興センターによる景気動向調査によると、今年 4 - 6 月期の業況 DI は全体としては 0.3 ポイント上昇しているが 26.0 と依然マイナス幅が大きく、業種・規模によって低下しているなどバラツキがみられる。今後の見込みについては、4 - 6 月期に比べ 3 か月後が 2.6 ポイント低下の 28.6、半年後は 1.4 ポイント低下の 27.4 と、中小企業の経営の先行きの厳しさが現れている。

中小企業が直面する現場の生の声として、まず第 1 に、ほとんどの業種で人手

不足が深刻化しており、仕事はあるが、人手を確保できずに受注を見送らざるを得ないといった声も少なくない。帝国データバンクの調査によれば、今年上半期の人手不足倒産は 182 件と前年同期の 110 件から大幅に増加しており、今後、更なる増加も懸念されるところ。

もとより生産性向上などに取組んではいるものの、収益力アップに基づく本来の賃上げの姿には程遠く、賃金原資の確保に苦勞しながら、いわゆる防衛的な賃上げを余儀なくされているのが実情。加えて、パート従業員の時給上昇で、年収の壁を意識した就労調整も一層進み、人手不足を深刻化させる一因になっている。

第 2 に、原材料価格、エネルギー価格、労務費の上昇が進む中で、価格転嫁が進んでいないことがあげられる。今年 3 月時点の価格転嫁のフォローアップ調査では、全体としては昨年 9 月よりは転嫁が進んでいるが、まったく転嫁できていない割合が約 20% とほぼ変化がなく、1 割から 3 割の転嫁にとどまっている割合は 23.4% と 4 ポイント増加している状況。とりわけ労務費については、原材料に比べ転嫁率が低く、7 割以上転嫁できているのは 30% にも満たない。特にサプライチェーンの下位企業、小規模企業ほど価格転嫁が進んでいない実態がある。

中小対中小、中小対小規模の価格転嫁を進めることが急務であり、下請法の適用範囲の拡大など法規制の見直しや、公正取引委員会が示した価格転嫁のガイドラインの末端取引までの浸透などにより、持続的な賃上げがしやすい環境をつくることが求められるところである。

中小企業経営者も、経済の好循環の実現、人材確保の観点等からも賃上げの必要性を十分に認識はしている。ただし地方最低賃金の審議にあたっては、物価、賃金の状況と支払能力を示すデータはもとより、統計データには現れにくい中小・小規模事業者の実態、生の声も十分に勘案する必要がある。

今般、中央最低賃金審議会、及び神奈川県最低賃金専門部会長から出された 50 円という引上げ額については、最低賃金法 9 条 2 項の 3 要素を踏まえた審議が原則であるところ、頻繁に購入する品目の物価指数の上昇率 5.4% を根拠として「生計費」を過度に重視している感は否めない。賃上げ率については、日本商工会議所の調査による 3.62% が中小・小規模事業者の実態を示しており妥当と言える。50 円はむしろ「2030 年代半ばまでに最低賃金 1,500 円という国の方針をベースとした」といった説明のほうが正直納得しやすく感じる。

使用者側としても最低賃金の引上げが必要であることは認識しているものの、示された引上げ額については必ずしも納得できるとまでは言えないことから、下記の神奈川労働局への対応要請が実現されることを前提として採決に臨むこととしたい。

【最低賃金改定を実現するための条件】

中央最低賃金審議会の答申 4 ~ 8 で挙げられた下記項目の確実な遂行

- ・業務改善、キャリアアップ、働き方改革推進支援、人材確保等支援、等の生産性向上、人材確保促進に向けた各助成金の充実、周知徹底
- ・設備投資促進に資する税制、補助金等による支援強化。創業・事業承継、M&A 環境整備強化、事業再構築等の促進施策、及びそれらの周知徹底、運用改善
- ・価格転嫁対策の徹底強化
- ・「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進および被用者保険の適用拡大等の見直し

最低賃金 1500 円という政府方針を着実に実現するために、単年度ではなく中長期にわたる中小企業・小規模事業者の支援戦略及び支援策の構築

(複数年度にわたり有効な補助金の施行等を含む)

国、県、市町村、および関連行政機関が互いに連携を取り、それぞれの行政範囲で最適かつ無駄のない企業支援を実施すること

その他の取組み

- ・各種助成金、支援についての認知がまだ十分でないケースがあり、従来の周知ルートを大胆に見直し、より多くの事業者へ確実に届くよう検討いただくこと
- ・事業者にも認知されていても、募集期間が短い、申請が複雑で面倒、条件が厳しい、自社に最適な助成金・支援がどれだかわからない、等の声に対する対応。
- ・仕組みを極力シンプルにするとともに、事業者が気軽に相談できるワンストップ窓口的な機能が望まれる(既存の「神奈川働き方改革推進支援センター」、「よろず支援拠点」等の機関の拡充、認知強化)。
- ・上記支援のサポート役として、行政書士、社労士、中小企業診断士、金融機関等、関連する外部の力を借りることで、WINWIN の関係を作り、活用促進につなげることも検討願いたい。

(3) 公益側

ア 公益委員としては、上記の労使意見のほか、以下の雇用経済情勢等を総合的に考慮し、本年度の神奈川県最低賃金については、50 円引上げの 1 時間 1,162 円とすることが妥当であると判断した。具体的には、

消費者物価上昇率(総務省「消費者物価指数」(「持ち家の帰属家賃を除く総合」に拠る)の「頻繁に購入する品目」のうち、中分類品目に該当する品目の、神奈川県の県庁所在地である横浜市における 2023 年 10 月から本年 6 月までの平均値は 4.8% 程度の水準と考えられること。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は中小企業で 4.45%、大手企業で 5.10% の水準である反面、賃金改定状況調査結果第 4 表 における賃金上昇率は A ランクにおいて 2.7% となっており、企

業規模により賃上げの原資の程度が異なることに留意する必要があること。

法人企業統計における企業利益は、すべての産業でプラスとなっており、企業利益（売上高経常利益率）は令和4年は6.6%、令和5年は7.1%と安定して産業全体での回復が見られること。

神奈川県は、就業地別の有効求人倍率において、令和5年5月で前年同月と同様1.1倍前後で推移し、失業率は3%以下で推移していること。

神奈川県においては最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が、社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

神奈川県における最低賃金の未満率と影響率は、全国の中でも極めて高く、企業への影響に配慮する必要があること。

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

- イ 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。
- ウ 最低賃金の引上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援として「業務改善助成金」の対象の拡大、要件の緩和、申請手続きの簡素化等の早期実施を強く要望する。
- エ 賃金上昇に対し価格転嫁は遅れがちになることや現状の転嫁率が46.1%に留まることに鑑み、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し価格転嫁対策等に取り組むとともに、迅速に支援を強化するよう要望する。
- オ 神奈川労働局においては、「業務改善助成金」をはじめとする支援策や関係行政機関の中小企業・小規模事業者の支援策について、広く浸透するよう県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、きめ細かい周知に積極的に取り組むよう要望する。
- カ 上記エ及びオについて、関係行政機関が連携するとともに、中長期の視点も含め真に実効性のある取組みとするよう要望する。
- キ いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」を周知し、活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを国に上申するよう希望する。
- ク 上記の中小企業・小規模事業者の支援状況やその他部会報告などにおける要望事項については、最低賃金額審議の議論を継続的かつ効率的に実施するために、審議会において公労使委員で確認し共有を図ることができるよう要望する。